

平成31年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成31年4月23日（火）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	17号	令和2年度使用教科用図書（小学校）採択方針	承認
2	18号	令和2年度使用教科用図書（中学校）採択方針	承認
3	19号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	32号	児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の緊急把握の実施について（平成31年3月末時点）	了承
5	33号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成31年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成31年4月23日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成31年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第17号議案「令和2年度使用教科用図書(小学校)採択方針」及び日程第2、第18号議案「令和2年度使用教科用図書(中学校)採択方針」を一括して議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、第17号議案「令和2年度使用教科用図書(小学校)採択方針」及び第18号議案「令和2年度使用教科用図書(中学校)採択方針」について、一括してご説明させていただきます。</p> <p>両議案は、次年度より小学校及び中学校で使用いたします教科用図書の採択方針を決定するものでございます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づきまして、8月31日までに教育委員会で教科用図書を採択することとなります。</p> <p>初めに、第17号議案でございます。</p> <p>北区立小学校では現在、平成30年度に採択をしました教科用図書を使用しておりますが、平成29年度3月に告示されました小学校学習指導要領の全面実施が、次年度令和2年度から行われることに伴い、今年度全ての教科について、新たに採択を行うこととなります。</p> <p>17号議案を1枚おめくりいただきまして、採択方針をご覧ください。本方針は令和2年度に北区立小学校で使用いたします教科用図書の採択に向けての方針を示したものでございます。採択方針につきましては、今年度新たに検定を受けた教科書からの採択となりますことから、2の教科用図書の調査研究に当たって検討すべき事項から、昨年度の方針にございました平成27年度から平成30年度に使用した教科書についての意見等という事項を削除いたしております。</p> <p>さらに1枚おめくりいただきまして、教科用図書を調査する観点をご覧ください。こちらの1と3につきましては、新小学校学習指導要領において育成すべき資質・能力として示された1の基礎的・基本的な知識及び技能等と3の学びに向かう力、人間性等という、学習指導要領が改まりましたので、若干文言が変わっておりますので、その文言に合わせた修正となっております。内容につきましては大きく変わってございません。</p> <p>続きまして、第18号議案でございます。</p>

北区立中学校では、現在平成27年度に採択した教科用図書を使用しておりますが、先ほど申しました義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律、こちらの施行令第15条におきまして、今年度新たに採択を行うこととなります。なお、平成29年3月に告示された中学校学習指導要領が2年後の令和3年度から全面実施されるのに伴いまして、本年度採択した教科書は次年度の令和2年度、1年のみの使用となります。そのため、今年度の中学校の採択につきましては、文部科学省初等中等教育局教科書課からの通知により、採択に当たり綿密な調査研究を踏まえる必要はありますが、現在使用している教科書の4年間の使用実績を踏まえ、平成27年度採択での調査研究資料を活用して実施いたしたいと存じます。

なお、特別の教科「道徳」については、平成30年度に採択した教科書を令和2年度まで使用するため、今年度新たな採択は行いません。

恐れ入りますが、18号議案を1枚おめくりいただきまして、採択方針をご覧ください。

本方針は令和2年度のみ北区立中学校で使用いたします教科等図書の採択に向けての方針を示したものでございます。このたびの採択方針につきましては、平成27年度の教科用図書の採択時から学習指導要領の変更がないため、平成27年度の採択方針と大きく変わることはありませんが、2の(3)こちらに平成28年度から31年度使用教科用図書についての意見等を新たに加えてございます。

1の採択方針は小学校、中学校ともに採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行うということ、そして北区立小中学校の実情を十分配慮したうえで、総合的に判断して教科用図書の採択を行うということが主な方針でございます。

2の教科用図書の調査研究に当たって検討すべき事項につきましては、教科用図書選定審議委員会と教科用図書調査委員会にそれぞれお願いいたしますが、小学校では第17号議案で示しました2点について、中学校では、こちらの18号議案でお示しの3点について検討し、調査審議及び調査研究をするということでございます。

1点目、(1)学習指導要領の「目標」及びそれに対応する「内容」に即した特徴でございます。

2点目は、(2)「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育てる工夫が十分であるかどうかということ。

そして、中学校の3点目は先ほども申しましたが、4年間の教科用図書の意見等となります。

もう1枚おめくりいただきまして、調査する観点、こちらでございます。小学校と中学校では観点の文言に若干異なる部分がありますが、内容に関しては同様でございますので、一括して説明いたします。

1、2、3の三つの観点につきましては、学習指導要領に即した観点でございます。1は基礎的・基本的な知識及び技能の習得にかかわる部分、2は課題解決の思考力、判断力、表現力等を育む部分、3は興味や関心、学ぶ意欲など、人間性等の育成にかかわる部分ということになります。特に、3につきましては、取り上げる事例に身近な地域が使われているなどのように、事例等の面でも北区の子どもたちにふさわしいものかどうかという点について、調査するようにしてございます。

4につきましては、豊かな心を育むものであるかという観点、5につきましては、主たる教材として使用する場合の単元の構成、配列、発展性、系統性や分量等にかかわる部分でございます。

以上、大きく五つの観点に即して調査研究をすることが採択方針でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 小学校の採択に向けて、私自身もしっかり勉強して臨みたいと思うのですが、ご案内のとおり、デジタル教科書が今回から大幅に導入されてくるということで、当然無償ではなく有償の対象ですので、この審議の中でそこまではなされないかと思うのですが、実際に採択するに当たってはその点も考慮が必要かと思っております。今現在、それについてどのように受けとめればよいのか、教えていただけたらと思います。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 ご質問のデジタル教科書につきましては、今回採択された教科書をデジタル化したものというような捉えでございます。

委員からお話がありましたように、紙の教科書は無償なのですが、デジタル教科書は有償となりますので、そちらを導入するに当たりましては、予算化等を図っていく必要がございますので、そのあたりについては、これからまた検討する必要があるかなと思います。

ただ、内容につきましては、補助的なものとして動画がついていたり、視覚でしっかりと訴えられるような内容がデジタルのほうは入っているのですが、基本は紙の教科書をそのままデジタル化したというようなものがデジタル教科書でございますので、採択に当たってはそこまで踏まえる必要はないのかなという認識でございます。以上でございます。

清正教育長 本間委員

本間委員 今現在、なかなかお答えしにくいところかと思うのですが、さまざまな障害を持っているお子さんなどは、そのデジタルの教科書ですと、文字の大きさなどを自由に

変えたり、色つけもできたり、例示的な扱いもできると聞いておりますので、その有償のあたりで予算が若干でもできるのか、あるいは学校の予算の中でのやりくりになるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

報道等によりますと、デジタル教科書は1人1台の端末に入れる形で扱うということになりますので、予算化をするにしましても、1台につきデジタル教科書一つ分の値段がかかりますので、現在どれくらいになるのかというのは、試算を行っていないため、お答えができません。ただ、委員がおっしゃるように、障害の程度に応じて個別的に使うということであれば、導入していくことについて、検討は必要になってくると思っております。

以上でございます。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、2件に対して特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第17号議案及び第18号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第19号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第19号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりいただき、説明欄をご覧ください。

本議案は幼稚園教育職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進する観点から、子の看護のための休暇について、対象者を拡大するために提出するものでございます。

恐れ入ります、第19号議案参考資料、A4、1枚のものでございますが、こちらを

ごらんください。

2の改正内容についてでございます。子の看護のための休暇につきましては、3月28日の教育委員会臨時会におきまして、養育する子の上限年齢を9歳から12歳に引き上げさせていただいたところですが、今回は対象をさらに拡大しまして、12歳に達する日、または小学校、義務教育学校の前期課程、もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか、遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を対象といたします。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度といたします。

なお、都の勤務時間条例が適用される区立小中学校で勤務する教職員は既にこの改正後の内容と同様となっております。

3の施行期日でございます。令和元年5月1日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第32号「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の緊急把握の実施について(平成31年3月末時点)」について、事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭  
支援センター  
一所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭  
支援センター  
一所長

それでは、報告第32号について、ご説明いたします。児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の緊急把握の実施についてでございます。

1、要旨のところ、緊急点検と緊急把握の二つの調査を実施したところです。

まず、(1)は緊急点検です。平成31年時1月に野田市で発生した大変痛ましい死亡事例を受けまして、この事案のような虐待が疑われるケース、つまり学校などの所属がある児童でございますが、長期欠席をされていて家庭で実は虐待を受けていた事案でござ

ざいます。このような長期の欠席のケースについて、学校等の関係機関が教育委員会などと連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とした通知が2月14日付で内閣府より発出され、実施したものでございます。

それぞれの所管へ、この緊急点検につきましては、国から東京都を通して通知がありました。報告もそれぞれで行ったものでございますが、私のほうから北区の全体の状況として報告させていただくものでございます。

次に、(2)でございます。これは通常行っております緊急把握ということの調査でございます。これは30年3月に目黒の5歳児の死亡事例を受けての調査でございます。このお子さんは、実は保育園等に通っていなかったということで、どこにも所属のない子どもたち、すなわち、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児についての把握を行ったものでございます。

緊急把握は、昨年12月の教育委員会定例会で国へ報告する期日の第1回目が11月末でございましたので、その状況を報告いたしました。このたびはこの3月末時点の状況把握でございます。

表面、2、現況ということで、これは調査方法をお示ししてございます。(1)が緊急点検のほうでございますが、2月14日現在で2月1日から一度も登園、登校していない欠席児童を対象にしまして、教職員等が面会を行って、3月8日の時点の確認状況を東京都を通して国に報告したものでございます。そして、(2)の緊急把握はお示しのとおりで前にご説明したものでございます。

裏面でございます。3がこの双方の結果でございます。3のほうが緊急点検の結果でございます。この表の一番下の合計欄をご覧ください。左端の各機関で点検対象である長期欠席者の数でございますが、合計で160人でございます。これがまず対象の児童でございます。そのうち、面会できたのは126人でございます。そして、できなかったのは34人でした。34人のうち、区、つまり子ども家庭支援センターでございます。こちらのほうに情報提供がなされたケースが34人中26人ございました。子ども家庭支援センターにつきましては、この26名、情報提供のあったものについて、各所属と連携しながら現在状況把握を行っているところでございます。

表の米印の1、左のほうです。小学校で面会できた児童の数47人、(1)と書いてございます。この1名につきましては、学校の面会の結果、学校のほうがこれは虐待のおそれがあるということで、子ども家庭支援センターに通告がありました。そして、子ども家庭支援センターのほうで調査の結果、虐待のおそれはないということが判明しているものでございます。

そして、参考と書いてございます、これは北児童相談所の調査なのですが、実はこの緊急点検と同時に、内閣府から全国の児童相談所に対しまして、児童相談所が在宅指導しているケースについて、全件の確認をするよう通知がありました。北児相の北区分について、49件面接ができているということを知り及んでおりますので、それを書かせていただいたものでございます。

4でございます。こちらは緊急把握の結果、11月からと今の31年3月の時点の結果でございます。一番下の計の欄でございます。11月のときでは27人で、2名がまだ把握できていませんよという報告をいたしましたが、3月の末で0ということで、こ

の把握は全部できたということでございます。

次、今後の予定でございます。6月の文教子ども委員会へ報告させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第5、報告第33号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第33号でございます。1枚お開きをお願いいたします。

1の名義使用承認報告でございます。今回、8件でございます。事業名と主催者のみを読み上げさせていただきます。

1件目でございます。「新生活運動推進協議会共催事業」。北区新生活運動推進協議会会長でございます。

2件目でございます。「北区青少年団体連合会2事業（歩こう会・青少年団体連合会野外研修会）」。北区青少年団体連合会会長でございます。

おめくりをいただきまして、3件目でございます。「青少年指導者講習会」①と②がでございます。東京都北区青少年委員会会長でございます。

4件目でございます。「日本ボーイスカウト東京連盟城北地区北区連絡会3事業」。主催者、お示しの東京連盟城北地区北区連絡会会長でございます。

5件目でございます。「平成31年度北区ジュニアリーダー研修会（第34期）北区シニアリーダー研修会」でございます。北区青少年委員会会長でございます。

6件目でございます。「夏！体験ボランティア2019」。特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構理事長でございます。

7件目、「じいじばあばの赤ちゃんとのおふれあい技講座」。よみきかせの会たんぽぽ会長でございます。

8件目、「第10回「税に関する絵はがきコンクール」」。公益社団法人王子法人会会長でございます。

4ページからは事業実績報告7件お示しをさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成31年第4回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。